

相続ニュース

Vol.0119

2016年9月26日(月)

担当：MS事業部 太田

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

限定承認

はじめに

相続には単純承認や相続放棄の他、限定承認という制度もあります。今回はこの限定承認についてお話しさせていただきます。

相続の種類

相続には下記の3種類があります。被相続人に多額の借金がある場合等、相続は相続人にとって必ずしもメリットばかりではありません。そこで民法では相続を承認するか放棄するかを選択の自由を認めているのです。

- ①単純承認・・・プラスの財産もマイナスの財産も全て引き継ぐ相続
- ②相続放棄・・・プラスの財産もマイナスの財産も全て放棄する相続
- ③限定承認・・・プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を引き継ぐ相続

プラスの財産の方が多いときは①単純承認が有利です。反対にマイナスの財産の方が多いときは②相続放棄の方が有利です。

それでは③限定承認はどのような時に選択すればよいのでしょうか。

限定承認のメリット

限定承認はプラスの財産とマイナスの財産のどちらが多いか不明の場合に有効です。

プラスの財産の方が多いと思っていたが、後に

なってから多額の借金が見つかりマイナスの財産の方が多くなってしまった。このような場合、単純承認をしていれば、相続人は多額の借金を背負う事になってしまいます。しかし、限定承認をしていれば、プラスの財産で返しきれなかったマイナスの財産は返済をする必要がないのです。

当初の目論見通りプラスの財産の方が多い場合は、通常通りプラスの財産もマイナスの財産も全て相続する事になります。

限定承認の注意事項

限定承認の注意事項として下記の事項が挙げられます。

- ・限定承認を選択する場合には相続開始を知った日から3ヶ月以内に限定承認の申し立てをしなければならない。
- ・相続人が複数いる場合は全員が限定承認を選択しなければならない。
- ・相続財産で含み益があるものがある場合は、被相続人から相続人に時価で譲渡があったものとみなされる。その為被相続人名義で譲渡所得が発生し、その納税義務が相続人に承継されてしまう。

おわりに

限定承認は有効な手段の一つではありますが、実際にはあまり利用されていません。相続人全員の見解が必要なことや、相続放棄に比べて手続きが複雑であることが原因です。

もし限定承認を検討される場合は、専門家に相談されることをお勧めします。